

## ②相続税申告・準確定申告

こんな方におすすめです



- 相続税が発生するのかわからない方
- 相続税申告に不安がある方
- 二次相続を見据えてアドバイスが欲しい方
- 亡くなった方が生前に確定申告をされていた
- 年金以外の収入があった

### 相続税とは？

相続税とは、亡くなった方（被相続人）の財産を相続した際にかかる税金のことです。現金や預貯金、不動産、株式など、一定額以上の財産を受け取る場合に発生します。

#### ☆相続税はすべての人にかかるの？

相続税は、すべての相続にかかるわけではありません。国が定めた「基礎控除額」を超える財産を相続した場合にのみ、相続税が発生します。

#### ○基礎控除額の計算式

$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$

例えば

相続人が配偶者と子ども2人（合計3人）いる場合の基礎控除額は、 $3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 4,800 \text{ 万円}$ です。相続財産が4,800万円以下なら、相続税はかかりません。

#### ○相続税がかかる場合の計算方法

相続財産が基礎控除額を超える場合、課税対象となる部分に対して税率が適用されます。税率は財産の額に応じて異なり、10%～55%の範囲で決められています。

#### ○相続税の申告と納付期限

相続税の申告・納付は、被相続人が亡くなったことを知った翌日から10か月以内に行う必要があります。

### 準確定申告とは？

準確定申告（じゅんかくていしんこく）とは、亡くなった方（被相続人）が生前に得ていた所得について、相続人が代わりに行う確定申告のことです。

#### ○準確定申告が必要なケース

すべての人が準確定申告をする必要があるわけではありません。亡くなった方が以下のようなケースに該当する場合に申告が必要です。

- 会社員で年収2,000万円超だった
- 個人事業主やフリーランスとして収入があった
- 不動産収入や株取引の利益があった
- 年金を受け取っており、公的年金以外の収入があった

例えば、個人事業を営んでいた方や不動産収入があった方は、亡くなった後でも確定申告をしなければならない場合があります。

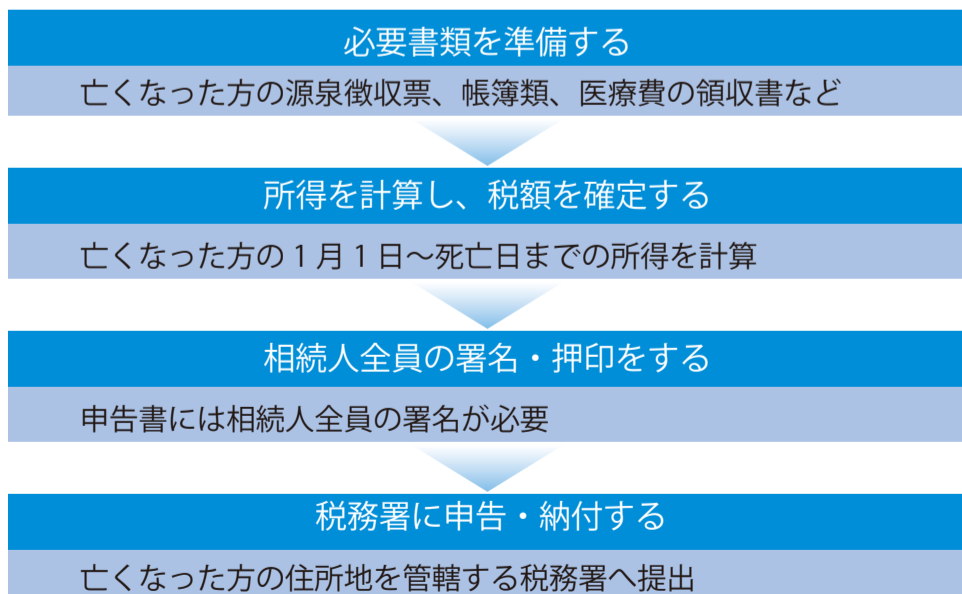
#### ○申告の期限は？

準確定申告の期限は、亡くなったことを知った日の翌日から4か月以内です。通常の確定申告とは異なり、期限が短いため注意が必要です。

#### ○申告の流れ

準確定申告の流れは以下の通りです。

### 【準確定申告の流れ】



#### 準確定申告で税金が戻ることも！

亡くなった方が生前に払いすぎた税金がある場合、準確定申告をすることで還付を受けられるケースもあります。

例えば、

- 医療費控除（亡くなる前の医療費が多かった場合）
- 年の途中で亡くなったため、源泉徴収された税額が多かった場合

相続税申告・準確定申告ともに相続手続きと並行して進める必要があるため、専門家に相談するとスムーズです。